

# 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

## 1 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用しているほか、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引や情報財取引等を巡る取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

## 2 策定・改訂経緯

◆平成14年 3月	「電子商取引等に関する準則」策定
◆平成14年 7月	景品表示法に関する通達に関する記述の追加等2項目
◆平成15年 6月	インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
◆平成16年 6月	仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
◆平成18年 2月	民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
◆平成19年 3月	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（名称変更） 越境取引に関する論点の追加等15項目
◆平成20年 8月	SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
◆平成22年10月	越境取引に関する論点の修正等23項目
◆平成23年 6月	ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正等23項目
◆平成24年11月	共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加等21項目
◆平成25年 9月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等7項目
◆平成26年 8月	デジタルコンテンツに関する論点の追加等8項目
◆平成27年 4月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等3項目 論点の削除5項目、編集方針の策定
◆平成27年 4月	第5回IT利活用ビジネスに関するルール整備WG
◆平成27年12月	第6回IT利活用ビジネスに関するルール整備WG
◆平成28年 3月	第7回IT利活用ビジネスに関するルール整備WG
◆	3月 パブリックコメント募集
◆	5月 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂

## 今般の準則の改訂内容等

### 1 「I-4 未成年者による意思表示」の改訂

未成年者が取引の相手方に対して成年者であると誤信させるために「詐術を用いた」とされ取消権を失う可能性のある例を囲み事例の形式で掲載していた点等について、当時の改訂案に対するパブリックコメント手続において極めて多くの意見提出があり、引き続きの検討が必要とされていました。

今回の改訂においては、上記の例について囲み事例としての取扱いをやめ、事例に付していた留保とともに本文中に書き下す形に修正するとともに、詐術に該当するか否かの判断要素についても更に精査を行い、各々の要素について可能な限り具体的に記述しました。

(準則 i. 5 1 ページ)

「詐術を用いた」ものに当たるかは、未成年者の年齢、商品・役務が未成年者が取引に入ることが想定されるような性質のものか否か（未成年者を対象にしていたり訴求力があるものか、特に未成年者を取引に誘引するような勧誘・広告がなされているか等も含む）及びこれらの事情に対応して事業者が設定する未成年者か否かの確認のための画面上の表示が未成年者に対する警告の意味を認識させるに足りる内容の表示であるか、未成年者が取引に入る可能性の程度等に応じて不実の入力により取引することを困難にする年齢確認の仕組みとなっているか等、個別具体的な事情を総合考慮した上で実質的な観点から判断されるものと解される。

すなわち、「未成年者の場合は親権者の同意が必要である」旨を申込み画面上で明確に表示・警告した上で、申込者に生年月日等未成年者か否かを判断する項目の入力を求めているにもかかわらず未成年者が虚偽の生年月日等を入力したという事実だけでなく、さらに未成年者の意図的な虚偽の入力が「人を欺くに足りる」行為といえるのかについて他の事情も含めた総合判断を要すると解される。

### 2 「I-7 ユーザー間取引（インターネット・オークション、フリマサービス等）」の改訂

本項目は従前、インターネット・オークションに関連する8項目を束ねて構成されていたが、オークションと同じく消費者間のいわゆるC to C取引であるフリマサービスの普及を受け、フリマサービスに関する法的論点のうちオークションと法的構造を共通にするものについての取扱いを明確化すべく、オークションとフリマサービスの両方を含むユーザー間取引を対象を拡充する改訂を行いました。

具体的には、全体を束ねる項目名を「インターネット・オークション」から「ユーザー間取引（インターネット・オークション、フリマサービス等）」に変更するとともに、サービス運営事業者の利用者に対する責任や、取引当事者間の法的関係などのオークションとフリマサービスで共通する事項について、オークションのみならずフリマサービスも含むよう記載の拡充を行いました。

その他、特定商取引法、景品表示法、古物営業法といった各種業法について記述していた3項目を1項目に統合するなど、項目構成の整理等についても併せて実施しました。

### 3 「Ⅱ-1 ソーシャルメディア事業者の違法情報媒介責任」の改訂

違法情報をインターネット上で閲覧可能にした事業者の削除義務について、本項目では従前から、(a)違法な情報の流通を知り又は知り得た場合には直ちに削除する義務があるとして広く削除義務を認める基準を採用するものと、(b)事業者が発信者である、権利侵害が明白である等、例外的な事情がない限り削除義務を負わないとする制限的に責任を認める基準を採用するものに裁判例が大きく二分されている点を指摘してきたが、ほかにも(c)サイトの目的、管理体制、被害者が採り得る救済手段の有無、名誉毀損の態様や程度等を総合して個別具体的に判断すべきとする裁判例も存在することから、裁判例の追記を行いました。

また、従前用いられていた「CGM (Consumer Generated Media)」という用語について、用語としてより定着していると考えられる「ソーシャルメディア」に統一・修正するなど、体裁を整える修正も併せて実施しました。

### 4 「Ⅱ-9-1 インターネット上の著作物の利用」の改訂

本論点は、著作権法の改正の度に追記が重ねられてきたものであり、情報解析のための複製等のように法改正により解決がなされた論点についても記述が残されたままになっている状況にありました。これを踏まえ、追記が重ねられてきた権利制限規定に関する事項を簡素化し脚注において整理しました。

そのほか、従前から記載のあったサイト情報のプリントアウトの取扱いに加えて大型スクリーン投影の取扱いを追記し、二次利用されるインターネット上の情報として従前記載していた掲示板への書き込みに加えて投稿画像・投稿動画を追記するといった拡充を行うとともに、二次利用の規程に関する従前の記載について、ウェブサイトの利用規約一般の原則を示す別項目を参照する形式とし簡素化する改訂を行いました。

### 5 「Ⅲ-11 データ集合の利用行為に関する法的取扱い」の改訂

データベースから取り出された情報・データの扱いに関する既存項目を、典型的なデータベース以外のデータ集合を対象に含めるよう拡張する形で改訂しました。

具体的には、従前論じていた著作権法及び不法行為法上の取扱いに加え、不正競争防止法上の取扱いについても記述を追加するとともに、個人情報保護法等による制限についても触れることとし、全体構成について網羅的に見直しを行いました。更に、データ集合の提供に当たってデータ提供者とデータ受領者の間で定める契約上の取扱いに触れるに当たって、そのような契約の参考として公表された契約ガイドラインを紹介しました。

### 6 「Ⅲ-13 データ消失時の顧客に対する法的責任」の追加

クラウドサービス事業者が顧客のデータを消失した場合の責任の在り方については、ルール

整備 WG の前身であるルール整備小委員会において議論されて以降、ルール整備 WG においても引き続き議論を行い、準則における新規論点として策定する方向性が示されたところでした。この方向性に沿って、契約上の責任に関する基本的な考え方を示す項目を新規に策定しました。

## 7 「IV 国境を越えた取引等に関する論点」の改訂

「日本の事業者」又は「日本の消費者」が各項目の主体となるよう明確化し、それぞれが国外の相手方と取引等を行う場合について論じる構成に整理する改訂を行いました。

その他、民事訴訟法等の平成 23 年改正前を前提とした記述が一部見られた点について改正法の施行を受けた記述に改める等、整理・簡素化のための修正も併せて実施しました。

## 8 その他の修正

- 「I-1-4 ワンクリック請求と契約の履行義務」について、「I-4 未成年者による意思表示」改訂に伴う修正。
- 「I-6 インターネットショッピングモール運営者の責任」について、用語の現代化及び引用条文の正確化。
- 「I-8 インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い」、「I-9 共同購入クーポンをめぐる法律問題について」について、景品表示法改正に伴う条番号修正。
- 「II-4-1 景品表示法による規制」について、事例の現代化。
- 「II-9-2 サムネイル画像と著作権」について、「II-9-1 インターネット上の著作物の利用」改訂に伴う修正。